

安全・安心まちづくり推進地区の指定について

1 経緯

平成17年4月に文京区安全・安心まちづくり条例（平成16年12月文京区条例第33号。以下「条例」という。）を施行し、より地域の特性に合わせた支援を進めていくため、条例第17条の規定により、特定の施策を推進する地区を指定してきた。

この度、防犯対策を推進する地区の新たな地域指定について、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則（平成17年3月文京区規則第45号）第4条の規定による申請があったので、安全・安心まちづくり協議会に諮るものである。

2 指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

音羽五丁目町会地区（防犯対策を推進する地区）

(2) 団体名及び代表者

音羽五丁目町会 会長 小林 和人 氏

(3) 申請内容

別紙申請書参照

(4) 地区の範囲

音羽一丁目13番、15番、19番～20番

3 地区指定の手続（予定を含む。）

令和5年 5月23日 推進地区指定の申請

令和5年 7月 第47回安全・安心まちづくり協議会開催

令和5年 8月17日から令和5年9月15日まで該当地域の区民意見聴取

令和5年10月 推進地区指定の決定

(注) 防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに係る特定の施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。



別記様式第1号 (第4条関係)

令和5年 5月 23日

文京区長 殿

団体名 音羽五丁目町会

代表者 氏名 会長 小林 和人

住所 東京都文京区音羽 1-15-15-1401

連絡先 03-3941-3506

文京区安全・安心まちづくり推進地区指定申請書

文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり、安全・安心まちづくりを実践している地域を文京区安全・安心まちづくり推進地区として指定するよう申請します。

記

1 申請理由

音羽五丁目町会の存する音羽地域は、東京メトロ有楽町線護国寺駅から江戸川橋へと続く音羽通りに面し、マンション、商店、企業が多数集まるエリアに加え、アパートや戸建てを中心とする閑静な住宅街も擁する地域である。周辺には幼稚園から大学に至る教育機関、保育施設や高齢者福祉施設が複数存在し、当地域には幼児から高齢者まで幅広い年齢層が居住、往来する状況である。

当該状況を踏まえ、当地域におけるより一層の安全な生活環境を確保し、安心して暮らせるよう住民が一体となって効果的に防犯対策に取り組むべく、文京区安全・安心まちづくり推進地区指定の申請を行うこととした。

2 申請内容

音羽五丁目町会では、これまでも大塚警察署の協力のもと、地域の防犯に関する情報共有や防犯意識の向上を図っているところ。今後、町内への防犯カメラの設置等、より一層安全な生活環境を確保すべく、「防犯対策を推進する地区」として申請する。

指定希望区域については、別紙(地図)のとおり。

3 安全・安心まちづくり推進地区の指定を希望する地域の名称

音羽五丁目町会地区

4 指定を希望する期間

指定後3年間

5 安全・安心まちづくりを推進するための地域活動の状況

(1) これまでの地域活動

- ①警察・消防等から提供される啓発資料等掲示による、住民への周知活動
- ②警察・消防等で開催される各種啓発集会への積極的な参加
- ③町会役員会において大塚警察署署員による防犯に関する講習を開催
- ④音羽地区で地域活動を行う任意団体である、音羽青年会と協力した夜警の実施

(2) 今後の活動内容

- ①上記の地域活動を継続し、住民の防犯意識の維持向上を図る
- ②犯罪の抑止効果を期待し、町内への防犯カメラの設置を検討

大塚警察署 推進地区指定における所見【音羽五丁目町会地区】

音羽五丁目町会は、護国寺前交差点から江戸川橋交差点に至る音羽通りのほぼ中間地点に位置する町会です。町会名の由来は、護国寺の門前通りとして栄えた江戸時代の地区名称のなごり「音羽五丁目」からきています。

同町会の所在地は、東京メトロ護国寺駅と江戸川橋駅の中間地点でもあるため、両駅から音羽通り沿いの同町会地区のオフィスビルに通うサラリーマン、飲食店・商業施設を利用する人々、その他音羽通りを利用する配送業者等の往来も多く、比較的昼間人口が多い地区です。

新型コロナウイルス感染症の第五類への引下に伴い、人の流動が多くなったことにより、重要事件への発展はないものの、同地区をはじめ、人声騒音、生活騒音の苦情、不審者の徘徊、酔っ払いの寝込み、迷い人や迷子の訴え出等の 110 番通報が増加傾向になっています。

また、特殊詐欺の予兆電話、いわゆる「アポ電」も、110 番通報等が年間を通じて多数入電しており、昨年、同地区直近に所在するコンビニエンスストアでは、被害者宅にキャッシュカードを受け取りに行く「受け子」が犯行前の待機場所に利用していることなどが、防犯カメラ映像により明らかになり、この画像に基づくその後の捜査で、犯人の検挙に結びついています。

このような情勢を鑑みると、街頭防犯カメラは、その重要性が日々増しており、設置による犯罪抑止効果はもとより、事件捜査への活用により犯人検挙に結びつく、とても重要必須なアイテムとなっています。

音羽五丁目地区の推進地区の指定について、大塚警察署からもよろしく願いいたします。